

## 第五三回

### 参第二号

政治資金規正法の一部を改正する法律（案）

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の政治活動のために」を「政治活動に関し」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 会社その他の法人及び団体（政党及びその支部を除く。）並びに外国人は、政治活動に関し、寄附をしてはならない。

何人も、政治活動に関し、前項の者から同項の寄附を受けてはならない。

第二十二条の二 国、地方公共団体、日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者又は当該当事者である者でなくなつた日から一年を経過しない者は、政治活動に関し、寄附をしてはならない。

何人も、政治活動に関し、前項の者から同項の寄附を受けてはならない。

第二十二条の三 何人も、政治活動に関し、会社その他の法人若しくは団体（政党及びその支部を除く。）、前条第一項に規定する者又は外国人に対して寄附を勧誘し、又は要求してはならない。

第二十二条の四 何人も、政治活動に関し、本人の名義以外の名義を用いた寄附及び匿名の寄附をしてはならない。

何人も、政治活動に関し、前項の寄附を受けてはならない。

第一項の規定に違反して寄附がなされたときは、その寄附に係る金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、これが保管者において、政令の定めるところにより、国庫に納付の手續をとらねばならない。

第二十二条の五 何人も（政党及びその支部を除く。）、政治活動に関し、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間を通じて二十万円をこえる金額の寄附をしてはならない。  
第二十六条を次のように改める。

第二十六条 第二十二条第一項、第二十二条の二第一項、若しくは第二十二条の四第一項若しくは第二十二条の五の規定に違反して寄附をし、第二十二条第二項、第二十二条の二第二項若しくは第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受け、又は第二十二条の三の規定に違反して寄附を勧誘し、若しくは要求した者は、これを三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。

政党又はその支部が第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をし、第二十二条第二項、第二十二条の二第二項若しくは第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受け、又は第二十二条の三の規定に違反して寄附を勧誘し、若しくは要求したときは、当該政党又はその支部の職員又は構成員として当該違反行為をした者を三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。

会社その他の法人又は団体（政党及びその支部を除く。）が第二十二条第一項、第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をし、第二十二条第二項、第二十二条の二第二項若しくは第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受け、又は第二十二条の三の規定に違反して寄附を勧誘し、若しくは要求したときは、当該会社その他の法人又は団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者を三年以下の禁錮又は五万円以上五万円以下の罰金に処する。

第二十七条中「及び第二十五条第一項」を「、第二十五条第一項及び前条」に改める。

#### 附 則

- 1 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）の施行の日から施行する。
- 2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）が一月一日でない場合における改正後の第二十二条の五の規定の適用については、施行日の属する年に限り、同条中「一月一日」とあるのは「政治資金規正法の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）の施行の日」と読み替えるものとする。

## 理 由

会社、団体等による政治活動に関する寄附が政治の腐敗に結びつく点にかんがみ、このような寄附を禁止することとし、個人による寄附についても、一年につき二十万円をこえることができないようにする等の措置を講じ、もつて政界の浄化をはかり、民主政治の確立に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。